

税金

1 自動車税種別割及び(軽)自動車税環境性能割の減免

愛知県では、身体障がい者又は知的障がい者、若しくは精神障がい者の方が所有される自動車について、自動車税種別割及び(軽)自動車税環境性能割の減免をしています。

○障がい者及び自動車の範囲

この減免の適用を受けるためには、次の「①障がいの範囲」及び「②自動車の範囲」の両方の条件を満たすこと及び減免申請書による申請が必要となります。申請の前に一度お問い合わせください。

① 障がいの範囲

(1) 身体障がい者

障がいの部位	減免の対象となる範囲	
	身体障がい者自身が運転する場合	身体障がい者と生計を一にする者又は身体障がい者を常時介護する者が運転する場合
視覚	1級～4級まで	1級～4級まで
聴覚	2級及び3級	2級及び3級
平衡機能	3級	3級
音声機能	3級 (喉頭摘出による音声機能障がいがある場合に限る)	
上肢	1級及び2級	1級及び2級
下肢	1級～6級まで	1級～3級まで
体幹	1級～3級まで及び5級	1級～3級まで
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい	上肢	1級及び2級
	移動	1級～6級まで
心臓・じん臓・呼吸器・小腸・ぼうこう・直腸・免疫・肝臓機能	1級～4級まで	1級～3級まで

※注1 2つ以上の障がいがある場合には、身体障がい者手帳はそれぞれの級別より上位の級別が記載されることがありますが、減免にあたっては、それぞれの級別で判断しますので、必ずしも身体障がい者手帳の級別とは同一ではありません。例えば、下肢不自由の4級が2つあり、総合等級が3級になるような場合については、生計同一者の運転では減免に該当しません。(それぞれの障がい等級は4級のため)

※注2 下肢不自由又は乳幼児以前の非進行性の脳病変による運動機能障がいのうち移動機能障がいの級別が7級に該当し、他の障がいを有することにより身体障がい者手帳を受けている者については、これらの障がいの級別を6級とします。

※注3 「生計を一にする」とは、日常生活の資を共通していることをいい、必ずしも同一家屋に起居しているかどうかは問いません。

※注4 「常時介護する」とは、障がい者の方のみで構成される世帯の障がい者の方の自動車を専ら障がい者の方のために、継続して日常的に運転する場合は該当します。

(2)知的障がい者

減免の対象となる範囲	
区 分	知的障がい者自身が運転する場合 知的障がい者と生計を一にする者又は知的障がい者を常時介護する者が運転する場合
療 育 手 帳	A判定

(3)精神障がい者

減免の対象となる範囲	
区 分	精神障がい者自身が運転する場合 精神障がい者と生計を一にする者又は精神障がい者を常時介護する者が運転する場合
精神障害者保健福祉手帳	1 級

② 自動車の範囲

(1) 自動車の使用目的

- ・障がい者自身が運転する場合は、専ら障がい者自身が使用するもの。
- ・障がい者と生計を一にする者又は障がい者を常時介護する者が運転する場合は、専ら障がい者の通学、通園、通院、通所又は生業のために使用するもの(したがって、障がい者の方が入院・入所中の場合は、原則として減免の対象にはなりません。)

(2) 自動車の所有者及び台数等

- ・自動車の所有者は障がい者本人に限る。(売主が自動車の所有権を留保しているときは、自動車車検証の使用者欄が障がい者本人名義であることが必要です。)
- ・ただし、年齢18歳未満で一定の身体障がい者(前ページの表の「身体障がい者と生計を一にする者又は身体障がい者を常時介護する者が運転する場合」の各欄に記載された級別に該当する身体障がい者をいいます)、又は知的障がい者、若しくは精神障がい者(年齢は問いません)はその方と生計を一にする者を含みます。
- ・台数は障がい者1人につき1台の自動車に限る。(ただし、自動車検査証に事業用と記載されているものは減免の対象になりません。)

③ 減免申請

減免の申請をするときは、**減免申請書**のほかに次の「(1)提出書類及び提示書類」の区分に対応する書類を「(2)減免申請書の提出期限及び提出先」の区分による期限までに提出、提示してください。

(1) 提出書類及び提示書類

提出書類 及び 提示書類 区 分		提出するもの			提示するもの				
		(個人番号の省略してあるもの) 障がい者・自動車所有者 及び運転者の住民票※1	生計同一証明書※1	常時介護証明書※1	身体障がい者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳	運転免許証	車検証
障がい者自身が運転する場合					○	○	○	○	○
生計を一にする者 が運転する場合	運転者と障がい者が 同一世帯にある場合	○ 同一世帯の確 認できるもの			○	○	○	○	○
	運転者と障がい者が 同一世帯にない場合		○		○	○	○	○	○
常時介護する者が運転する場合				○	○	○	○	○	○

※1 住民票、生計同一証明書及び常時介護証明書は、減免申請前3か月以内に発行されたものに限ります。

生計同一証明書

- ◎ 障がい者と運転する者が別居している場合(住民登録している住所が別の場合は)、申請する障がい者との税法上の扶養関係を証するもの(源泉徴収票、被扶養者名の記載がある所得証明書など)が必要です。

常時介護証明書

- ◎ 障がい者と運転する者が別居している場合(住民登録している住所が別の場合)で、障がい者のみの世帯の場合には障がい者を常時介護していることを証するもの(民生委員の証明・月10日以上通院・通所等のわかるものなど)が必要です。



身体障がい者・知的障がい者のかた:岡崎市役所障がい福祉課障がい1係
(TEL 23-6113 ・ FAX 25-7650)
精神障がい者のかた:岡崎市保健所健康増進課こころの健康推進係
(TEL 23-6715 ・ FAX 23-5071)

(2) 減免申請書の主な提出期限及び提出先

減免対象税目 提出期限及び提出先 区分	自動車税種別割		(軽)自動車税環境性能割	
	提出期限	提出先	提出期限	提出先
新しい自動車を購入する場合 一時抹消された中古車を購入する場合	運輸支局に新規登録を行うときまで	住所 地 (主たる 定置場) を管轄 する 名 古屋 東 部 県 税 務 所 各 駐 在 室	運輸支局に新規登録を行うときまで	住所 地 (主たる 定置場) を管轄 する 名 古屋 東 部 県 税 務 所 各 駐 在 室
ナンバー交付済みの中古車を購入する場合(非課税・課税免除に該当する者が所有していた場合は除きます)				
現在所有している自動車の定置場を、他県から愛知県に変更する場合	変更した年度の翌年度の 5月31日(納期限)まで ※翌年度の自動車税種別 割から減免になります。	住所 地 (主たる 定置場) を管轄 する 名 古屋 東 部 県 税 務 所		
4月1日(賦課期日)現在で所有している 自動車を減免する場合	5月31日(納期限)まで ※5月31日を過ぎてから の申請は、翌年度の自動 車税種別割から減免にな ります。			

※軽自動車税環境性能割については、軽自動車検査協会に新規又は移転の届出を行うときまでに、(一社)愛知県自動車会議所の小牧事務所、港事務所、西三河事務所軽自動車分室又は豊橋事務所の県税申告窓口へ提出してください。障がい者及び自動車の範囲は、自動車税環境性能割と同様です。

※提出期限が「5月31日(納期限)まで」と記載されているものについて、その日(5月31日)が土曜日又は日曜日となる場合は、次の開庁日が提出期限となります。

○自動車税種別割についての減免の判定時期及び適用

1 「減免の要件」に該当するかどうかの判定は、減免申請書の提出期限の現況により行います。したがって、これらの日により後に「減免要件」に該当することとなった場合には、その年度中に申請されても翌年度から減免になります。なお、申請後に申請内容や添付書類等に変更があった場合は速やかに報告が必要です。

2 提出期限までに減免申請書が提出されなかった場合には、申請された年度の翌年度から減免になります。

3 既に登録されている自動車を、4月1日(賦課期日)以後に譲り受けた場合は、譲り受けた年度の翌年度から減免になります。

○その他

既に自動車税種別割及び(軽)自動車税環境性能割(自動車取得税を含む。)の減免を受けている方が、新たな自動車について減免の適用を受けようとする場合には、次の期日までに既に減免を受けている自動車を**廃車(抹消登録)**又は**譲渡(移転登録)**しなければ減免されません。

自動車税種別割	新たな自動車を登録した月の同月中 (この期日までに廃車又は譲渡されない場合、新たな自動車については減免されますが、既に減免を受けていた自動車については、新たな自動車の登録の翌月から、廃車の場合は廃車した月まで、譲渡の場合は年度末(3月)まで課税されます。)
(軽)自動車税環境性能割	新たな自動車を登録した日から1月以内 (この期日までに廃車又は譲渡されない場合、新たな自動車については減免されません。)



西三河県税事務所(西三河総合庁舎内1階)
〒444-8503 岡崎市明大寺本町1丁目4番地
TEL 0564-27-2712

2 軽自動車税種別割の減免

① 障がいの範囲

(1) 身体障がい者

障がいの部位	減免の対象となる範囲	
	身体障がい者自身が運転する場合	身体障がい者と生計を一にする者又は身体障がい者を常時介護する者が運転する場合
視覚	1級～4級まで	1級～4級まで
聴覚	2級及び3級	2級及び3級
平衡機能	3級	3級
音声機能	3級 (喉頭摘出による音声機能障がいがある場合に限る)	
上肢	1級及び2級	1級及び2級
下肢	1級～6級まで	1級～3級まで
体幹	1級～3級まで及び5級	1級～3級まで
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障がい	上肢	1級及び2級
	移動	1級～6級まで

心臓・じん臓・呼吸器・小腸 ・ぼうこう・直腸機能	1級、3級及び4級	1級及び3級
免疫・肝臓機能	1級～4級まで	1級～3級まで

(2) 知的障がい者

区 分	減免の対象となる範囲	
	知的障がい者自身が運転する場合 知的障がい者と生計を一にする者又は知的障がい者を常時介護する者が運転する場合	
療 育 手 帳	A判定	

(3) 精神障がい者

区 分	減免の対象となる範囲	
	精神障がい者自身が運転する場合 精神障がい者と生計を一にする者又は精神障がい者を常時介護する者が運転する場合	
精 神 障 害 者 保 健 福 祉 手 帳	1級	

※自動車税種別割(西三河県税事務所)を受けた方やタクシー券(市役所障がい福祉課)を受けた方は軽自動車税種別割の減免を受けることはできません。 その他条件は自動車税種別割と同じ。

② 申請書類

住民票以外のもので自動車税種別割と同じ

③ 申請の時期

納期限まで(毎年申請が必要です)



岡崎市役所市民税課(TEL 23-6075 ・ FAX 27-1159)

※備考 : 車・バイクの登録、廃車、名義変更等は下記へお問い合わせください。

○愛知運輸支局西三河自動車検査登録事務所

〒473-0917 豊田市若林西町西葉山 46 番地 TEL:050-5540-2047

対象車種:小型二輪(250cc超)、軽二輪(125cc超 250cc以下)等

○軽自動車検査協会愛知主管事務所三河支所

〒473-0917 豊田市若林西町西葉山 48 番2 TEL:050-3816-1772

対象車種:軽四輪等

3 軽自動車税環境性能割の減免

愛知県では、身体障がい者又は知的障がい者、若しくは精神障がい者の方が軽自動車を取得する場合に、軽自動車税環境性能割の減免をしています。障がいの範囲など条件は自動車税種別割と同じです。



名古屋東部県税事務所(スカイオアシス栄内)

〒460-8483 名古屋市中区新栄町2-9 TEL 052-953-7865

4 所得税・市県民税・相続税の軽減

種 類	内 容	控除額
所得税	○障がい者控除 本人または同一生計配偶者、扶養親族に3級～6級の身体障がい者、中度・軽度の知的障がい者または2・3級の精神障がい者がいるとき	27万円
	○特別障がい者控除 本人または同一生計配偶者、扶養親族に1～2級の身体障がい者、重度の知的障がい者または1級の精神障がい者がいるとき	40万円
	○同居特別障がい者控除 同一生計配偶者または扶養親族が特別障がい者であり同居しているとき	75万円
市県民税	○障がい者控除 本人または同一生計配偶者、扶養親族が以下に該当する場合	
	一般障がい者(注1)	26万円
	特別障がい者(注2)	30万円
	同居特別障がい者	53万円
	○前年分合計所得が135万円までの障がい者	非課税
相続税	○障がい者控除 3～6級の身体障がい者、中度・軽度の知的障がい者または2・3級の精神障がい者	(85歳に達するまでの年数)×10万円
	○特別障がい者控除 1～2級の身体障がい者、重度の知的障がい者または1級の精神障がい者	(85歳に達するまでの年数)×20万円

(注1)一般障がい者:身体障がい者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者のうち、特別障がい者以

外。

(注2) 特別障がい者: 身体障がい者手帳1・2級、療育手帳A判定、精神障害者保健福祉手帳1級の所持者

※介護保険の要介護認定者の中には申請により、身体障がい者手帳が取得できる場合があります。また、「障がい者控除対象者認定申請書」を提出していただくと、審査の結果「障がい者に準ずる証明」を受けられる場合があります。



所得税、相続税 岡崎税務署 (TEL 58-6511)

市県民税 岡崎市役所市民税課 (TEL 23-6082 ・ FAX 27-1159)

5 特定障がい者贈与税の非課税特例

「特定障がい者扶養信託契約」による信託受益権には、一定の限度額まで贈与税が課税されません。詳しくは、税務署へお問合せください。

6 消費税の非課税取引

身体に障がいのある方の使用に供するための特殊な性状、構造又は機能を有する物品(以下「身体障がい者用物品」という。)で一定のものの譲渡、貸付け、修理等は非課税となります。

非課税の対象となる身体障がい者用物品は、義肢、盲人安全つえ、義眼、点字器、人工喉頭、車いすその他の物品で身体障がい者用物品として指定されたものです。(平成3年厚生省告示第130号により指定)。詳しくは、税務署へお問合せください。

7 利子所得等の非課税制度

障がい者の方については利子所得等の非課税制度があります。

- 1 少額預金の利子所得等の非課税制度(通称、障がい者等のマル優)
- 2 少額公債の利子の非課税制度(通称、障がい者等の特別マル優)
- 3 郵便貯金の利子の非課税制度(郵政民営化前に適用されていたものの満期まで)

※ 確認書類(手帳、年金証書等)が必要です。各金融機関へお問合せください。